

「アウトドア」及び「秋の味覚」をテーマとしたインフルエンサーを活用した動画による SNS 情報発信業務仕様書

この仕様書は、川場村が実施する「アウトドア」及び「秋の味覚」をテーマとしたインフルエンサーを活用した動画による SNS 情報発信業務に関して、川場村が事業者(以下「受託者」という。)に対し委託する業務の概要や仕様を明らかにし、具体的な指針を示すものである。

1. 業務名

「アウトドア」及び「秋の味覚」をテーマとしたインフルエンサーを活用した動画による SNS 情報発信業務(以下「本業務」という。)

2. 業務目的

本業務は、感性豊かな訴求力で発信してくれるインフルエンサーを招聘し、川場村のこれまでの情報発信やパンフレット等では伝えきれない、川場村の「アウトドア」や「秋の味覚」等(以下「コンテンツ」)の魅力の磨き上げと掘り起こしを行い、YouTube 等の SNS により効果的な情報発信を行ってもらうことで、本村コンテンツのイメージアップと認知度向上につなげ、新たな川場ファンの獲得を目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 18 日(火)

4. 委託金額

上限額 11,241,000 円(消費税額及び地方消費税額を含む)

※金額は本業務の内容の実施に係るすべての経費を含む。

5. 委託業務の内容

(1) 基本的な考え方

本業務実施にあたっては、受託者は、民間事業者としての知識・経験・技術力及びコスト意識等を取り入れインフルエンサーの出演交渉、動画の企画立案、動画構成、台本作成、演出、スケジュール調整、撮影、編集、収録等、動画制作から配信、効果測定、実績報告に至るまでの必要な一切の調整及び許認可等の手続きを行うこと。また、本業務に必要なすべての経費は、本業務の委託料に含むものとし、業務とは直接関係ない経費(会合や飲食費含む)は対象外とすること。

(2) インフルエンサーの選定について

日本国内での情報発信力が高く、下記 1～3 の条件を満たすインフルエンサーを選定すること。なお、企画提案時に選定予定のインフルエンサーの具体的な氏名、フォロワー数及びフォロワーの属性等も明示すること。

1. (3) 情報発信の内容についての 1. 川場村のアウトドアコンテンツ PR の要件にあった、インフルエンサーを 1 名(アカウント)以上招聘すること。また、2. 川場村の秋の味覚コンテンツ PR の要件にあった、インフルエンサーを 1 名(アカウント)以上招聘すること。

2. SNS のフォロワー数が 5 万人以上を有する、インフルエンサーを招聘すること。なお、本業務で配信した動画の合計フォロワー数は、300 万人以上とすること。

※フォロワー数 10 万人のインフルエンサーが、本業務に関する動画投稿を 5 回行った場合、合計フォロワー数は 50 万人と算定する。

3. 日ごろから投稿頻度が高く、エンゲージメント率の高いインフルエンサーを招聘すること。

(3) 情報発信の内容について

1. 川場村のアウトドアコンテンツ PR

本村のアウトドアコンテンツの認知度向上と需要喚起を促すことを目的とし、インフルエンサーを本村へ招聘し、インフルエンサーの SNS アカウントで動画による情報発信を行うこと。

ア 基本コンテンツについて

アウトドアコンテンツについては、下記から 2 つ以上のコンテンツを選定した上で、1 名以上のインフルエンサーを招聘し情報発信を行うことを基本とする。なお、撮影場所や撮影時期等については、インフルエンサーの意見を強く取り入れインフルエンサーの個性や感性を重視し、最終的には協議の上、決定する。

- ・キャンプ
- ・登山（雪山登山も可）
- ・釣り
- ・ハイキング
- ・サイクリング
- ・トレイルランニング
- ・スキー、スノボード

イ 動画撮影時期について

動画撮影時期は、契約後から令和 7 年 2 月中旬までに行うものとする。

なお、紅葉シーズンのアウトドア撮影を提案する場合、契約締結日から撮影日までの期間が短いことが想定されるため、提案時点でインフルエンサーの日程を押さえておくことが望ましい。

ウ 動画の公開について

動画の公開は、動画撮影から 1 か月後までに行うものとする。インフルエンサーが出演する動画は、利用期間に制限があると想定しているが、動画公開期間は、動画公開から 1 年間以上とすること。

2. 川場村の秋の味覚コンテンツ PR

基幹産業を農業とする本村では、多種多様な野菜・果物が栽培され収穫されるが、特にコンニャク・米・リンゴは、本村を代表する秋の味覚として盛んに生産されている。本村で生産されるこれらの食材は、品質や食味に優れている一方で国内での知名度拡大の余地は十分にある。また、これらの食材は、日本の食卓に馴染みのある食材として定着している反面、近年は価格低迷や国内需要が伸び悩んでいる。そこで、情報発信力が高く感性豊かなインフルエンサーを招聘し、インフルエンサーの SNS アカウントで動画による情報発信を行うことで、本村秋の味覚コンテンツの認知度の向上、国内消費拡大、本村への食を目的とした観光来訪の動機づけを図る。

ア 基本コンテンツについて

川場村の秋の味覚コンテンツについては、以下のコンテンツを含むことを基本とする。

ただし、インフルエンサーの意見を強く取り入れ、インフルエンサーの個性や感性を重視し、最終的には協議の上、決定するものとする。

- ・本村の秋の味覚の魅力を伝えるシーン
- ・本村を訪れ、食材を持ち帰った上で、調理し飲食するシーン
- ・本村で生産したコンニャク・お米・リンゴ・その他特産品を使った料理シーン

※食文化の多様化による国内需要の低迷に加え、近年の資材物価高騰により苦悩する農家の一助となるPRを図りたいと考えているため、可能な限り、コンニャク、お米、リンゴなどの食材の魅力や日常の食事に取り入れる利点などを伝える表現を意識し発信することが望ましい。

- ・その他、食を目的とした観光来訪の動機づけや、本村秋の味覚や特産品のイメージアップや認知度向上・消費拡大に繋がるシーン。

イ 動画撮影時期について

動画撮影時期は、契約後から令和7年2月中旬までに行うものとする。

ウ 動画の公開について

動画の公開は、動画撮影から1か月後までに行うものとする。インフルエンサーが出演する動画は、利用期間に制限があると想定しているが、動画公開期間は、動画公開から1年間以上とすること。

(4) 動画投稿について

1. 動画投稿先について

動画投稿先は、インフルエンサーの YouTube アカウントを基本とすること。なお、本業務の内容を踏まえ、TikTok、Instagram 等の SNS で効果的な発信を行うことができる場合は提案も可能とする。

2. 動画の尺について

動画の尺は、アウトドアコンテンツ PR・秋の味覚コンテンツ PR 共に長尺動画の投稿を基本とすること。なお、本業務の内容を踏まえ、短尺動画等で効果的な発信を行うことができる場合は、短尺動画の提案も可能とする。

3. 動画投稿数について

予算の範囲内において、最も効果的にPRができる投稿数等を提案すること。

4. 動画の二次利用について

本業務により制作した動画については、二次利用は想定していないものとする。ただし、本村のホームページ、SNS アカウント (Instagram) にて、動画公開後、動画の URL 及び動画サムネイル等を用いて紹介を予定している。

5. 動画配信に関する注意事項について

本村及び本業務に関係する団体の信用やブランド価値の損なうような不適切な投稿等を行わないこと。また、動画配信にあたっては、不当景品類及び不当表示防止法を遵守し、本村と選定したインフルエンサーとの関係性の明示を必ず行うなど対策を講じること。

(5) 動画配信の運営目標・効果測定・実績報告について

1. 運営目標

受託者は、本業務における運営目標（動画再生数、クリック数（率）、シェア、いいね数、コメント数等）を企画提案時に明示すること。なお、最終的な運営目標は、本村と協議のうえ決定し、受託期間中は、達成に向けて施策を講じること。

2. 効果測定

配信した動画毎に、運営目標に対する結果を集約し検証・分析を行うこと。

3. 実績報告

本業務の実施概要、実績、効果等を含む業務実績報告書を作成し提出すること。また、本業務の結果を踏まえ、今後のインフルエンサーを活用した情報発信運用に関する効果向上提案を行うこと。

(6) 自由提案

委託金額の範囲内において、本事業の効果を高める独自の企画などがあれば提案すること。

6. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。

7. 成果品

- ・業務実績報告書 紙媒体及び電子媒体（DVD-ROM等）
- ・作成した動画のデータ等を収めた電子媒体（DVD-ROM等）

8. 納品場所

川場村役場むらづくり振興課企画観光係

〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地 3200 TEL：0278-25-5071

9. 留意事項

- (1) 本業務は、原則として、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本村の承諾を得たときは、この限りではない。
- (2) 受託者の瑕疵担保責任期間は契約満了日から1年とし、成果物に不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とすること。
- (4) 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

10. その他

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定すること。

【問合せ先】

川場村役場 むらづくり振興課（企画観光係）

電話番号：0278-25-5071 メールアドレス：kankou@vill.kawaba.gunma.jp